

京都市中央卸売市場第二市場運営協議会 議事録

日時 : 平成 23 年 8 月 11 日 (木) 14 : 30 ~ 16 : 00

場所 : 第二市場 会議室

出席者 (敬称略) 委員 : 井坂洋子 (新日本婦人の会京都府本部副会長), 泉恵子 (住みよい京都をつくる婦人の会事務局長), 稲本志良 (京都大学名誉教授), 大西雷三 (京都食肉買参事業協同組合理事長), 坂井由春 (京都副生物卸協同組合理事長), 新山陽子 (京都大学大学院農学研究科教授), 宮田正美 (京都食肉市場株式会社代表取締役)

開設者 : 白須正 (京都市産業観光局長) 高山光史 (京都市中央卸売市場第二市場長), 西尾淳一 (京都市中央卸売市場第二市場業務課長), 柳橋浩 (京都市中央卸売市場第二市場施設管理課長), 中川善宏 (京都市保健福祉局衛生環境研究所食肉検査部門担当課長)

欠席者 (敬称略) 委員 : 岡田大生 (京都食肉市場労働組合委員長), 小畑紀代子 (京都市地域女性連合会常任委員), 宅間敏廣 (全国農業協同組合連合会京都府本部副本部長)

事務局 : 京都市 6 名

議事内容 : (1) 第二市場マスタープランの進捗状況について
(2) 平成 22 年度第二市場の取引状況について
(3) その他

配布資料 : 会議次第

【資料 1】京都市中央卸売市場第二市場運営協議会委員名簿

【資料 2】京都市中央卸売市場第二市場運営協議会関係法規 (抜粋)

【資料 3】京都市中央卸売市場第二市場「京ミートマーケット」マスタープラン概要

【資料 4】マスタープラン進捗に係る中間報告

【資料 5】第二市場の取引状況について

1. 議事

(1) 第二市場マスタープランの進捗状況について

(A 委員)

- ・ 「資料 3 - 添付資料 3 : 新京食組織体制案」について, 実務レベルでの部門間の調整管理過程が見えてこないようであるが, どう考えるのか?

⇒ 現在は, 役員レベルでの組織体制案が具体化していないため, 今後の協議事項となっている。(事務局)

(委員長)

- ・ 「資料 3 - 添付資料 4 : マスタープラン推進に係る判断ポイントフローチャート」について, 合意書②はすでに締結されたと考えて良いか。

⇒ まだ締結されていない。(事務局)

⇒ 現在, 卸売会社等関連事業者の一元化について会議を行う中で, 牛肉の生食による食中毒事件等の厳しい情勢を踏まえ, 卸売会社として運営可能であり, 関連事業者の方に納得いただける補償金額を協議しているところである。(B 委員)

(C 委員)

- ・ 食肉の消費が落ち込んでいるのは, 安全性に課題があるからと考える。汚染稲わらを食

べた牛の問題等がある中で、市場の肉は絶対に大丈夫であるとの担保が必要である。また、改築するに当たっては太陽光パネル等の自然エネルギーの活用を取り入れ、新施設の長所にしていってはどうか。

⇒ 汚染稲わらを食べた牛の問題については、可能な限り早期に全頭検査を考えている。

ただし検査機器が入手困難であるという現状はある。また、施設の改築に当たっては、近隣の住民の方に配慮した閉鎖型の施設を考えている。自然エネルギーの活用についても、公設民営であることを踏まえコスト面を考慮しなくてはならないが、検討していきたい。(事務局)

⇒ 個人的な意見ではあるが、検査については私たち関係者が互いに考える時期に来ている。日本では全てを検査するという考えが強いが、全てを検査するのは難しく、またコストもかかる。食品においてはサンプリング検査が通常である。汚染稲わらを食べた牛の問題については不安も大きく、全頭検査を行っていくことになるだろうが、一つの農場の中では同じ飼料を食べさせている考え、農場ごとに検査をする方法が合理的であると思うし、そのあたりについては検討していく必要があるのではないかと考える。(委員長)

(D委員)

- ・ やはり施設の改築に当たっては、自然エネルギーの活用を考えていただければと思う。

(E委員)

- ・ 消費者の方の意見を受けて考えて行くのが我々の仕事であると考え。その点を踏まえ関係者の間で妥協点を見つけ、早くマスタープランが進めばと考える。また、汚染稲わらを食べた牛の問題について、業界は風評被害で大変なことになっている。ある業者では、被災地の生産者を支援するために買った牛の中から汚染稲わらを食べたものが見つかり、汚染稲わらを食べた牛を取り扱った店舗として公表に至ったというケースもある。行政の公表の仕方、マスコミの報道の仕方をしっかりと考えて欲しい。消費者の不安を取り去るために正確で適切な説明をするのが行政の仕事であり、正確な報道をするのがマスコミの仕事であると考え。危険だけを大きく取りざたし、検査体制の確立といったことを報じないことにも問題があるのではないか。

⇒ 新しい市場では、食肉に対する正しい知識・情報を提供していけるような体制を講じることが必要ではないかと思う。汚染稲わらを食べた牛の問題についても、規制値がどのように決められているのか、どこから健康への影響があるのかといったような情報の方が、どこで汚染稲わらを食べた牛が取り扱われたといった情報よりも重要ではないかと思う。(委員長)

⇒ 消費者が選択できるような情報提供が必要である。(C委員)

(委員長)

- ・ 各委員の意見から、より早くマスタープランを実現するべきであると考え、そのためにマスタープラン専門部会のような計画の推進委員会を設置し、計画の進捗を見守り、意見を出してもらう方が良いのではないか。京都市には、関係業者の意見を踏まえて検討いただければと思う。

(事務局)

- ・ 一日も早くマスタープランを実現していきたい。マスタープランの推進を支援していくためにはどのような体制が良いのかという点や進め方については、ご意見をいただきながら検討していきたい。汚染稲わらを食べた牛の問題等、安全・安心ということについては第二市場から正確に発信していきたい。

(2) 平成 22 年度第二市場の取引状況について

(事務局)

- ・ マスタープラン策定以降、卸売会社の収益をどのように見込むのかが重要な課題となっている。牛肉の生食による食中毒事件の関係で、厚生労働省が副生物についてどのような指針を出すかで、マスタープランにおける収益に影響があると考ええる。

⇒ 副生物については生で食べることが危険なだけで、生で販売されている副生物が危険というわけではない。第二市場から出る副生物はきっちりと検査が行われている。売れ行きはかなり落ちているが、第二市場から出る副生物は安心であるとの業者からの声もある。(F 委員)

(E 委員)

- ・ 増頭したことに关しては関係者の方の努力が実を結んでいる。今後も、売買参加者を含め関係者が協力して結果を出していければと考える。

(3) その他

特になし

以上